

こども発達さぽーとセンター るぽろ 重要事項説明書

(指定児童発達支援)

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に対して説明するものです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 幸
所 在 地	兵庫県姫路市大津区吉美780番地
電 話 番 号	079-274-7530
代表者氏名	理事長 金治 ゆかり
設 立 年 月	平成14年7月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定児童発達支援 平成28年4月1日指定
事業所の名称 (事業所番号)	こども発達さぽーとセンター るぽろ 2854101223
事業所の所在地	兵庫県揖保郡太子町上太田923-1
連 絡 先	電話番号 079 (276) 6210 ファックス 079 (276) 6212
管 理 者	金治 ゆかり
児童発達支援管理責任者	小笠原 葉子
サービスの実施地域	太子町、姫路市、たつの市（その他）
利 用 定 員	10名
開設年月日	平成28年4月1日
目 的	利用者が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適應する事ができるよう、適切な支援を行う事を目的とします。
運 営 方 針	発達になんらかの課題を抱えるこどもと保護者に対して、個々のこどもの状況に応じてきめ細やかな発達支援を行うとともに、福祉サービスや障害に関する様々な情報を提供するなど保護者への支援も積極的に行います。 地域の中でこどもたちが生き生きと生活できるように、関係機関と連携し、地域の子育ち、子育ての支援拠点を目指します。

3. 営業日と営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日（但し、12月30日～1月4日と本事業所の指定する日は休業日とします。
営 業 時 間	8：30～17：30
サービス提供時間	第1単位 9：00～14：00 第2単位 9：30～12：30

4. 職員の体制

職 種	区分	勤 務 体 系
管 理 者	1 名	8：30～17：30
児童発達支援管理責任者	1 名	8：30～17：30
児童指導員及び保育士等	2名以上	8：30～17：30
管 理 栄 養 士	1 名	8：30～17：30
調 理 員	1 名	9：00～16：00
嘱 託 医	1 名	

その他必要に応じて専門職等を配置します。

5. 設備の概要

設備の種類	部屋数	備 考
指導室	2室	集団療育・個別療育、感覚統合等の実施
遊戯室	1 室	サーキット、音楽療法等の実施、
訓練室	2 室	個別療育、言語療法、発達検査等の実施
相談室	1 室	相談・面接の実施
倉庫	2室	遊具等の保管
医務静養室	1 室	（認定こども園と共用）
調理室	1 室	（認定こども園と共用）調理業務の実施
便所（幼児用）	1ヶ所	
便所（大人用男女）	1ヶ所	
屋外遊戯場	1ヶ所	
事務室	1ヶ所	（認定こども園と共用）

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の設備を設置しています。

6. サービス提供の内容

当事業所は、児童発達支援計画に基づき、利用者の心身の状況に応じ個別的に必要な支援を行います。

(1) 集団療育

- ・人や物への興味・関心を深め、集団生活への適応力習得を支援します。
- ・トイレ・着替え・片付けなど基本的な生活習慣の自立を促します。

(2) 個別療育

- ・個々の発達状況に対し、必要に応じて、認知・言語・作業等個別プログラムに基づき、必要な個別療育を実施します。

(3) 相談・助言

- ・利用者や家族に対し、必要に応じて相談や具体的な支援方法等助言を行い、常に連携を図ります。

7. 利用料金

(1) 児童通所給付費対象サービスの料金

※利用料金は別紙参照

その他の料金

次に定める費用については、利用者から徴収するものとします。

- ① 給食に係る食材料費 1食あたり275円
- ② 創作活動、レクリエーション活動にかかる材料費などの実費
- ③ 行事参加料
- ④ その他、サービス提供に要する費用のうち、利用者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用の実費

(2) 利用料金のお支払方法

前記(1)の料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月の15日までに請求します。支払は、原則として自動口座引き落としでお願いします。(請求月の27日に自動引き落としとなります。)

8. 利用の中止、変更、追加

- (1) 急な体調不良や、やむを得ない理由で、利用の中止を休業日を除いた当日、前日、前々日に申し出された場合、ひと月に4回まで欠席対応加算が算定されます。
- (2) 利用予定日までに連絡がなく、欠席された場合は、キャンセル料として利用者負担相当額をお支払いいただく場合があります。

9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに主治医及び家族に連絡するなど必要な措置を講じます。主治医への連絡等困難な場合は、医療機関への救急搬送等、必要な措置を講じます。

10. 健康管理

本事業所は、常に利用者の健康状況に注意するとともに、通所する利用者に対して、1年に2回定期健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて、実施します。

11. サービス実施の記録について

- (1) 本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録します。利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。
- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

12. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 相談窓口	・窓口担当者 小笠原 葉子（職名）児童発達支援管理責任者 ・ご利用時間 9：00～ 17：00 ・電話 079（276）6210 ・FAX 079（276）6212 ・担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。	
苦情解決責任者	金治 ゆかり （職名）管理者	
第三者委員	松本 暁男	電話番号
	井上 昭三	電話番号
兵庫県福祉サービス 運営適正委員会	所在地：神戸市中央区坂口通2丁目1－18 兵庫県福祉センター内 ・ 電話番号：078－242－6868 ・ ファックス：078－271－1709	

(2) 虐待（身体拘束含）防止について

利用者及び通所給付決定保護者の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者： 管理者 金治 ゆかり
- ② 苦情解決体制を整備しています。
- ③ 従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

13. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める非常災害に関する計画書により対応します。
平時の訓練	別途定める計画書に基づき、定期的に避難・防災訓練を行います。
防火管理者	常盤 知敬

14. 協力医療機関

緊急時の対応や発達等に関する相談・助言をスムーズに行えるように、下記の協力医療機関と連携します。

(事業所の協力医療機関)

野村医院（小児科） 山本創医師

所在地： 揖保郡太子町東保134-1

電話番号：079（276）0322

15. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、必要な措置を講じ、事故状況及び処置・対応等について記録するものとします。また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入しています。

- (1) 加入保険名： 介護保険・社会福祉事業者総合保険
(株)あいおいニッセイ同和損保
- (2) 保障の概要： 対人・対物賠償

令和 年 月 日

指定児童発達支援の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 : こども発達さぽーとセンター るぽろ

説明者名： （職名）児童発達支援管理責任者 （氏名）小笠原葉子 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から指定児童発達支援の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利 用 者 氏 名

扶養義務者 氏 名 _____ (印)
続 柄 ()

住 所

事業者所在地 姫路市大津区吉美780番地

名 称 社会福祉法人 幸

代 表 者 理 事 長 金 治 ゆかり 印